

議案第 58 号

二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 8 月 29 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

二の丸館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） オンラインルーム

第 3 条第 2 項第 3 号に次のように加える。

ア 普通自動車用（長さ 6 メートル×幅 2.4 メートルの区画）

イ 大型自動車用（ア以外の区画）

第 4 条中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） ワークーションの推進等多様な働き方の支援に関すること。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、施設ごとに臨時に休館日を設け、又は変更することができる。

第 6 条第 2 項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「認めた」を「認める」に改める。

第 8 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 主として会員の勧誘、役務の提供等に係る契約の締結又はこれらに類することを目的にしたものと認められるとき。

第 10 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 営利目的（物品の販売又は役務若しくは飲食の提供等を主たる目的として施設を使用する場合をいう。） 次の表に定める基本使用料の額に売上歩合使用料の額を加算した額と、基本使用料に 3 を乗じて得た額（展示スペースにあつては、5,000 円）とのいずれか高い方の額

施設名		基本使用料（1 日につき）
展示スペース		0 円
飲食スペース オンラインルーム 軒下 裏門櫓		1,000 円
交流スペース		1 万円
駐車場	普通自動車用	500 円
	大型自動車用	1,500 円
その他附属施設（15 平方メートルにつき）		500 円

(2) 前号以外の目的 次の表に定める使用料の額。ただし、次の表に記載のない施設の使用料にあつては、前号の表に定める基本使用料の額

施設名		使用料	
展示スペース		1 日	1,000 円
オンラインルーム		1 時間	550 円
裏門櫓	共用使用	2 時間（1 人につき）	550 円

			(1日当たり1,100円 を上限)
	貸切使用	1時間(1団体(1人で使用する場合を含む。))につき)	1,100円 (1日当たり5,500円 を上限)
駐車場	普通自動車用	1日	0円
	大型自動車用	午前9時から同日午後5時までの間	1,500円
		午後5時から翌日午前9時までの間	1,500円
備考 使用時間に1時間未満の端数がある場合(裏門櫓の共用使用の場合であって、2時間未満の端数がある場合)は切り上げて計算する。			

第10条第2項中「前項」を「前項第1号」に改める。

第11条第2項中「第5条第1項及び第6条第1項」を「第5条第2項及び第6条第2項」に、「休館日又は開館時間を変更することができる」を「施設ごとに臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設け、若しくは変更することができる」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可がされている同日以後の二の丸館の施設の使用料については、なお従前の例による。

理 由

大型駐車場を日中に使用する場合の使用料、新たに整備したオンラインルー

ムの使用料及び裏門櫓に関する使用料を新たに定めるため、条例を改正したいので提出する。